

育児休業勧奨行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2020年 9月 1日～2022年 8月31日までの 2年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、休業中の給与支給などの制度の策定や周知、情報提供を行う。

<対策>

- 2020年 9月～ 法に基づく諸制度の調査
- 2020年10月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、全従業員に周知する。

<対策>

- 2020年 9月～ 従業員への制度の告知・取得の奨励
- 2020年10月～ リーフレットの掲示

目標3：男性社員に育児休業を取得させる。

<対策>

- 2021年 3月～ 従業員への再度の告知・取得しやすい風土の醸成
- 2021年 4月～ 対象者への面談・取得の勧奨